

時間帯別 e プラン

(主契約料金表)

令和 2 年 4 月 1 日 実 施

四国電力株式会社

時間帯別 e プラン

目 次

本	則	1
1	適 用	1
2	契 約 種 別	1
3	適 用 範 囲	1
4	供給電気方式, 供給電圧および周波数	1
5	契約負荷設備	1
6	契 約 容 量	2
7	時 間 帯 区 分	2
8	料 金	3
9	使用電力量の計量	4
10	そ の 他	5
附	則	7
別	表	8

本 則

1 適 用

この時間帯別eプラン料金表（以下「この料金表」といいます。）は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。

徳島県，高知県，香川県（一部を除きます。），愛媛県（一部を除きます。）

2 契 約 種 別

この料金表の契約種別は、時間帯別eプランといたします。

3 適 用 範 囲

低圧電気供給条件 12（需要区分）(1)または(2)に該当し，7（時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要（負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。）で，当社との協議がととのった場合に適用いたします。

4 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，1（適用）を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）に定めるところによるものといたします。

5 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

6 契約容量

- (1) 契約容量は、原則として低圧電気供給条件 13（契約容量および契約電力）(1)に準じて定めます。ただし、お客さまと当社との協議により、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が低圧電気供給条件 12（需要区分）(1)イに該当する場合にはその最大需要容量にもとづき契約容量を定めます。

なお、最大需要容量は、低圧電気供給条件 12（需要区分）(1)に準じてえた値といたします。

- (2) 別表 1（夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）のうち別表 1（夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い）(1)イに定める夜間蓄熱式機器を使用される場合は、(1)にかかわらず、契約容量は、原則として、次のイによってえた値に0.4を乗じてえた値がロによってえた値以上となる場合は、イによってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{イによってえた値} + \text{ロによってえた値} \times 0.1$$

イ 契約負荷設備のうち別表 1（夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い）(1)イに定める夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として低圧電気供給条件 13（契約容量および契約電力）(1)の契約容量決定方法に準じてえた値

ロ 契約負荷設備のうち別表 1（夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い）(1)イに定める夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

ただし、別表 1（夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い）(1)イに定める夜間蓄熱式機器を除く最大需要容量が低圧電気供給条件 12（需要区分）(1)イに該当するときには、イの値は、その最大需要容量にもとづき(1)に準じて定めます。

7 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

- (1) 昼間時間

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。

(2) 夜 間 時 間

昼間時間以外の時間をいいます。

8 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および低圧電気供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、低圧電気供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、低圧電気供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、低圧電気供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、低圧電気供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基 本 料 金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,210円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	374円00銭

(2) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 昼 間 時 間

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	22円39銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	29円67銭
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	31円98銭

ロ 夜間時間

1キロワット時につき	14円49銭
------------	--------

9 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、低圧電気供給条件 19（使用電力量の計量）に準ずるものといたします。

なお、記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、契約が消滅した場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）といたします。ただし、その1月の夜間時間帯の使用電力量は、その1月の使用電力量からその1月の昼間時間帯の使用電力量を差し引いた値といたします。

- (2) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、低圧電気供給条件 19（使用電力量の計量）(7)の場合を除き、取付けおよび取外した電力量計ごとに(1)に準じて計量した値を合算してえた値といたします。

- (3) 夜間蓄熱式機器の計量等

イ 特別の事情がある場合（技術的、経済的にやむをえず、夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量している場合をいいます。）は、お客さまと当社との協議のうえ、夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また、当該一般送配電事業者は、夜間時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお、当該一般送配電事業者は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

ロ イに該当する場合で、お客さまが希望されるときは、当該夜間蓄熱式機器について、当該一般送配電事業者は、毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断いたします。（この場合、当該夜間蓄熱式機器を以下「5時間通電機器」といいます。）

なお、当該一般送配電事業者は、供給設備の状況により、5時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

ハ イおよびロの場合で、当該一般送配電事業者が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものといたします。

(4) (3)イおよびロの場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに(1)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

(5) (3)イおよびロに定める電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等の計量器等の取付けに関する事項に準じて取り扱うものといたします。

10 そ の 他

(1) 低圧電気供給条件別表9（日割計算の基本算式）(1)ロの場合の基本算式は、別表2（昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の別表2（昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）の「検針期間等の日数」および「暦日数」は、次によります。

イ 検針期間等の日数

(イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日の直前のそのお客さまの属

する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

- (ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の直前の検針日から、当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

ロ 暦 日 数

- (イ) 電気の供給を開始した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間等の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

- (ロ) 需給契約が消滅した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間等の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

- (3) この料金表にもとづく需給契約を開始後1年に満たないお客さまについては、原則として他の契約種別に変更することはできません。

附 則

(実 施 期 日)

この料金表は、令和2年4月1日から実施いたします。

別 表

1 夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

- (1) 夜間蓄熱式機器とは、主に夜間時間に通電する機能を有し、夜間時間の通電時間中に蓄熱のために使用されるものであって、次のいずれかに該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。
- イ 給湯または暖房等単一の用途に対応する機能を有するもの。
- ロ 給湯と床暖房にあわせて使用される等複数の用途に対応する機能を有するもの。
- (2) (1)の「主に夜間時間に通電する機能を有し」には、次の場合を含みません。
- イ お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合
- ロ 本則9（使用電力量の計量）(3)イまたはロの場合で、当該一般送配電事業者が当該機器への電気の供給をしゃ断する適当な装置または計量器を取り付けた場合
- (3) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り外しまたは取り替えられる場合は、当社に申し出ていただきます。
- (4) 当社は、夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、各機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

2 昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

- (1) 昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 90\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のう

ち、最初の90キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 140\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (2) 低圧電気供給条件 20（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(1)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

- (3) (1)に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。